

定 款

株式会社オフィスバスターズ

2023年11月1日改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オフィスバスターズと称し、英文では、OFFICEBUSTERS CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 事務機販売業
2. 事務機用消耗品販売業
3. 事務機器の製造、修理及び販売
4. コンピュータソフトウェア開発及び販売業
5. 家具販売業
6. 家具の製造、修理及び販売
7. 空調機器・照明機器販売業
8. 内装工事業
9. 内装仕上げ工事業
10. 電気通信工事業
11. 店舗、事務所の内装及びディスプレイに関する企画、立案及び請負業務
12. 建築物の設計・工事監理
13. 産業、一般廃棄物収集運搬業務並びにその請負及び代行
14. 産業、一般廃棄物中間処理業務並びにその請負及び代行
15. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による特定家庭用機器廃棄物の収集運搬業並びにその請負及び代行
16. 電話加入権の売買及びその仲介
17. 電話対応代行業務
18. 通信機器の販売
19. インターネット等のネットワークを利用した商品売買システムの設計、開発、運用及び保守
20. 不動産の仲介、斡旋、賃貸借、管理、売買及びコンサルティング
21. 古物の売買
22. 貨物利用運送業
23. 貨物自動車運送事業並びに自動車貨物運送業務
24. 荷役及び梱包事業並びに倉庫業
25. 物流事業・環境改善・環境保全に関するコンサルティング業務

26. 店舗運営に関するコンサルティング
27. 総合リース・レンタル業
28. オークションの運営に関する一切の業務
29. 企業に対する貸付、保証及び投資
30. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を

行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人はおよびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

- 第 23 条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ、重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の会社法 423 条第

1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役

(員数)

第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当)

第 34 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上

この定款は、原本と相違ありません。

2023 年 11 月 1 日

東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 3 号

株式会社 オフィスバスターズ

代表取締役 天野 太郎